

新政クラブ会派研修報告書

平成 26 年 12 月 19 日

研修名 地方議会議員セミナーin東京
「本会議・委員会運営の問題点」「議会の改革・活性化の具体的提言」
研修日時 平成 26 年 11 月 13 日（木）～11 月 14 日（金）
研修会場 TKP 御茶ノ水会議室
主催者 (株) 地方議会総合研究所
講師 野村稔氏 全国都道府県議会議長会制度研究アドバイザー
参加者 小浦宗光・赤沢厚・金丸寛・滝川美幸

《1 日目》11 月 13 日（木）13：30～16：30

研修テーマ 本会議・委員会運営の問題点

I 本会議運営の留意点

(1) 本会議運営の留意点

- ① 質問や質疑をするときは、発言通告書を提出する。
通告書は、見て答弁が準備出来る程度の具体性が必要である。
議長は、具体的でない通告書の受領を拒否出来る。
発言質問は、検討しているかどうか確認するようにする。
- ② 質問は、当該団体の事務についての疑問点と意見を述べる。
疑問点ばかりでは追求となり適当ではない。
議員として日常活動の中から、気の付いた事項を述べる。
- ③ 再質疑、再質問は最初の答弁に不満であるときに行う。
最初の答弁に満足した場合、他の事項（通告外の事項）を取り上げる事は出来ない。
- ④ 議長は 1 人あたりの質疑・質問時間を制限することができる。
質疑・質問と答弁の時間を合計したものを決めている場合と質疑・質問の時間だけを決めている場合の 2 つのやり方がある。（甲斐市議会では、質疑質問時間を 1 議員 30 分以内と決められている。）
- ⑤ 質疑・質問は市民が聴いて分かるような方式で行う。
一括質疑・質問から一問一答形式へ（甲斐市議会では既に取り入れている。）
対面方式の採用。
朗読質疑・質問を話し言葉へ、また同じ質疑・質問をやめる。

- ⑥ 討論は案件に対し、賛成または反対の理由を述べる。また条件を付ける事は認められない。
- 全員が賛成または、反対の案件であっても討論する事ができる。
討論を行う者は、議長に事前通告する。
討論は同一案件について1回しかできない、また棄権や継続審査を求める討論はできない。
- ⑦ 動議は、本会議の議事の進行に応じて提出するものと言われているが、あらかじめ分かっている時は、議長に事前に通告する事が望ましい。
- ⑧ 不穏当発言をした時は、取り消す。
- 議長が、不穏当発言の取り消しを命じる。(一方的宣言)
発言議員が、不穏当発言の取り消しを申し出る。(議会議決：可決原則)
議長が、不穏当発言の取り消し留保を述べる。
他の議員が、不穏当発言の取り消しを求める動議を提出する。
- ⑨ 不穏当発言の取り消しをしても、著しく不穏当な内容であるときは、懲罰の対象となる。

(2) 請願・陳情の留意点

- ① 願意に賛成でなければ紹介できない。閉会中も議会は受理できる。とう
- ② 議決結果
- 採択、不採択、一部採択、趣旨採択がある。
不採択の場合には、請願者に理由をつけて返答する。
採択請願は実現する努力をする。

II 委員会運営の留意点

(1) 付託議案の審査

- ① 委員会での発言は、懇談調でよい。
- 本会議のように形式的な発言の必要はない。
そのため、委員会では着席したままの発言、方言の使用等が認められている。
- ② 懇談調の審査であっても、委員長の議事整理権に従う。(発言の許可を得る)
- ③ 委員が日常生活で気がついた事を積極的に述べる。
- ④ 委員長は、審査の経過と結果をなるべく詳細に報告する。
- 他の委員会に所属している議員、ひいては住民に分かる内容でなければならない。
- ⑤ 委員派遣
- 視察の目的を明確にし、事前に担当者から説明を聞くなどの勉強の必要

がある。また議長に報告書を提出する。

(2) 所管事務調査

- ① 会期中の最初の委員会で、前回の定例会から現在までに当該委員会に
関係する法令改正、事件、対応策の報告を求める。
- ② 付託された議案の審査を行う。
- ③ 所管事務調査で分かった事項については、必要に応じて本会議で委員長
が報告する。

(3) 委員会の公開

- ① 本会議は公開を原則とする。委員会も住民に開かれたものとするために
公開とする事が望ましい。
- ② しかしながら、委員会は詳細に審査、調査を行うため必要により傍聴を
許可しないことができる。



《2日目》11月14日（金）9：30～12：00

研修テーマ 議会の改革・活性化の具体的提言

I 議長・議員についての活動

- ① 議会（批判監視者）があつて、行政の公平、公正、能率性が確保される。
地方自治法に議員定数を明記するべきである。
常任委員会の任期は議員任期の4年とするのがよい。
- ② 住民のための政策論争をする。
- ③ 首長の選挙における対立を議会内に持ちこまない。
議員一人一人が住民の代表であるという意識を強く持つことが必要である。
- ④ 政務調査費（政務活動費）を活用し、本会議や委員会で発言するときは、政務調査費による提言であることを明示する。
地方議会においては、議員活動費という名目が望ましい。
- ⑤ 税の自然増収を多く期待できない。議員が「あれもやれ、これもやれ」と主張する時代は終わり、施策の優先順位を提言する時代となった。
- ⑥ 会派内での政策論議を十分行う事が望ましく提言する議会であってはならない。
- ⑦ 議員定数の減少は住民意思の反映の低下を招く。行財政改革の中心ではない。
議会制民主主義に反するので絶対にありえないことであり、議会力の低下につながる。
- ⑧ 住民は議会の活動を十分知らないために、議員の評価が低い。
議員は住民にたいし、議会報告などで正確な情報を提供する。

II 政策の提言

- ① 予算編成前に議会の要望事項（政策）を首長に提言する。
12月議会での提言が必要である。
- ② 決算審議を予算と同様に重視し、その成果を付帯決議で明解にする。
不認定では議会の意思が明確にならない。

III 本会議、委員会における審査

（本会議関係）

- ① 議会の運営を住民にわかりやすいものに改め、審議の充実と効率性を確保する。質問は短く答弁は長く、が理想である。
- ② 文書質問制度を儲ける（会議規制改正）
- ③ 市政の重要問題が生じたときは、議員派遣により対応を示す。
- ④ 議員は民間人であるから、行政改革の具体策を提言する。

(委員会関係)

- ① 議会は委員会中心なので、委員会での論議を充実する、このために委員の任期を長くする。
- ② 常任委員会の所管事務調査を活発に行い、市政の現状、問題点、対応策をまとめ、必要に応じ本会議へ報告し、議会広報に掲載する。
- ③ 委員会における重要議案の審議では、参考人制度を活用し外部の意見を聞く。また必要により委員派遣により現地を見る。
- ④ 常任委員会は閉会中の継続審議事件を多く議決し、突発事件に対応できる体制をとり、委員会を開いた時はその要旨を「議会広報」の臨時号で配布する。他の地方団体で起きた事件を「よそごと」として見逃してはならない。

IV 議会広報の留意点

- ① 議会広報常任委員会とする。(甲斐市議会では既に常任委員会である)
- ② 1面の写真に工夫する。
- ③ 過去1年で議員が提言した事項を性質別にまとめ、当初予算でどれだけ予算がついたかを掲載する。
- ④ 意見書、決議の実現状況を掲載する。
- ⑤ 請願・陳情の実現状況を掲載する
- ⑥ 議会用語はなるべく用いない。
- ⑦ 傍聴人を増やす方法として、年4回の開会日を特定する。
- ⑧ 各種団体、教育機関に傍聴を働きかける。

以上

新政クラブは平成26年5月に新しく結成した会派です。

大先輩小浦宗光議員を会派長に経験豊富な赤沢厚議員、新人議員の金丸寛議員と滝川美幸の4名で活動をしています。

新人議員の私たちの勉強のために、初めての研修は基本的な内容の講座にして頂きました。盛り沢山の内容で大変有意義でしたが新人議員の私にはすぐには理解の出来ない組織名称やら議会用語やらで、頭の中はてんてこ舞いの2日間でした。

今回の研修には、全国各地から約30名の議員が参加していました、遠くは九州の議員も何名か参加しており熱心に議員活動に取り組んでいる姿に感動いたしました。

私たち新政クラブは、今回の研修で学んだ事をしっかりと議員活動につなげて参ります。市民の皆様のご意見を沢山お聞かせ下さい。いっしょに甲斐市のことを考えましょう。

報告書担当 滝川美幸

